

独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所における オープンカウンター方式試行実施説明書

独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所（以下「当管理所」という。）における工事、測量建設コンサルタント業務、物品購入及び軽微な役務業務（以下「試行対象業務等」という。）の施行・調達について、下記のとおりオープンカウンター方式を実施します。

記

1 対象範囲

予定価格が100万円以下の試行対象業務等であり、且つ参加条件において技術的適性を必要としない業務等とする。

2 定義

この説明書においてオープンカウンター方式とは、試行対象業務等の施行・調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

3 見積参加者に必要な資格等

- （１）独立行政法人水資源機構建設工事、測量建設コンサルタント及び物品製造等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録がある者。ただし、有資格業者名簿に登録されていない者の参加を認める場合があり、その場合は見積依頼書にその旨の記載を行う。
- （２）該当案件の掲示の日から見積書提出期限の日までの期間中のいずれの日においても、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年5月31日6経契第443号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- （３）（１）及び（２）の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。
- （４）（１）～（３）に掲げるものの他、試行対象業務等の性質により、地域要件等の参加資格要件を定める場合がある。
- （５）独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）から記13に定める見積の参加制限を受けていない者であること。
- （６）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （７）当実施説明書により当該方式による見積合わせである旨を承諾した者であること。

4 見積の依頼等

- （１）見積の依頼に当たっては、見積依頼書（様式第1号）を使用する。
- （２）見積依頼書、仕様書、数量表及びその他見積に必要な資料（以下「仕様書等」という。）の交付は、当管理所ホームページからのダウンロードにより行う。

5 見積期間

見積期間は、工事・測量建設コンサルタント業務においては当該見積の掲示を開始した日の翌日から起算して原則4日以上、物品購入及び軽微な役務業務においては当該見積の掲示を開始した日の翌日から起算して原則8日以上の間を設けることとする。ただし、物品購入及び軽微な役務業務における場合で、急を要するときは、その期間を短縮する場合がある。

6 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等の内容に関する質問については、書面(様式は任意)により受け付けるものとし、見積依頼書に記載する提出期限までに提出するものとする。ただし、記5のただし書により期間を短縮した場合は、質問は受け付けない。
- (2) 質問書は契約担当課に提出するものとし、電子メール又はFAXによるものとする。
- (3) 質問書に対する回答の閲覧期間は、原則として、質問書の受付期限の翌日から開始し、見積合わせ日の前日に終了するものとする。
- (4) 質問書に対する回答の閲覧方法は、当管理所ホームページからのダウンロードによるものとする。

7 同等品以上による見積参加

物品の購入に関し、仕様書等に参考物品を提示している場合、同等品以上であれば参考物品以外による参加を認めるが、その場合は質問書により規格を提示し、当管理所から同等品以上と認める旨を回答した場合に限るものとする。

8 見積書の様式、徴取の方法等

- (1) 見積書の様式は、任意とする。
- (2) 見積書は、電子メール又はFAXにより徴取するものとする。ただし、電子通信システムの断絶等、特別の事情によりこれに拠りがたい場合は、この限りでない。
- (3) 見積書を受領した後は、見積書の差し替え若しくは変更又は取り消しは許可しない。また、見積誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効の主張は受け入れない。

9 見積参加について

- (1) 見積参加について、仕様書等を入手した業者が必ず見積に参加しなければならないものではないことから、見積に参加しないとした業者に辞退届の提出は求めない。
- (2) 見積合わせは、見積依頼書において指定した日時に当管理所職員立会のもと行うため、見積参加者の立会は求めない。

10 無効の見積

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないものが提出した見積
- (2) 見積書が提出期限以降に到着した見積
- (3) 見積書が指定した方法以外の方法により提出された見積
- (4) 見積書が指定した場所以外の場所に到着した見積
- (5) 記名押印を欠く見積(ただし、押印を省略する場合で本件の「責任者」及び「担当者」の氏

名・連絡先が記載されている場合は有効とするが、当該氏名・連絡先がない場合は無効とする。)

- (6) 金額を表示していない又は金額を訂正した見積
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (8) 同一業者が重複して提出した全ての見積
- (9) 明らかに連合によると認められる見積
- (10) その他オープンカウンター方式の条件に違反した見積

11 見積の決定

- (1) 有効な見積をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者と契約締結するものとする。
- (2) 同価見積があった場合は、くじにより契約締結の相手方を決定するものとする。
- (3) 見積回数は2回を限度とし、第1回の見積合わせにおいて契約の相手方が決定しなかった場合は、第2回の見積合わせに移行する。第2回の見積合わせの日時等については、見積依頼書に明示し、第2回の見積合わせに移行した旨を第1回の見積書提出のあった者のうち有効な見積を行った全ての者あてFAX及び電話で連絡するものとする。

12 決定の通知

決定通知は契約の相手方として決定した者に対してのみ通知することとし、次の方法により行うものとする。

- ① 決定の通知は、決定通知書により行うものとする。
- ② 決定通知書の交付は、FAXにより行うものとする。
- ③ 見積結果の公表は行わないこととするが、見積結果について見積参加者より問い合わせがあった場合には、契約締結者名及び契約金額について口頭で回答するものとする。

13 見積の参加制限

当機構が発注した業務において、過去2年以内に次の①～⑦までのいずれかに該当する者は見積に参加できない。

- ① 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 契約締結予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした者
- ⑦ その他、当事業所において不相当と認めた者

14 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 見積書作成に要する費用は、見積参加者の負担とする。
- (3) 当管理所の都合により、見積の延期又は中止をすることがある。